

製造請負契約書

収入印紙貼付欄	
1万円未満	非課税
100万円以下	200円
100万円を超え200万円以下	400円
200万円を超え300万円以下	1千円
300万円を超え500万円以下	2千円
500万円を超え1千万円以下	1万円
1千万円を超え5千万円以下	2万円
5千万円を超え1億円以下	6万円
1億円を超え5億円以下	10万円

1	物 品 名	
2	引 渡 場 所	
3	履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
4	数 量	
5	単 価	
6	金 額	
7	請負代金額	
8	うち取引に係る 消費税及び地方 消費税の額	
※「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。		
9	契約保証金	

上記の製造について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって製造請負契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

発注者

千葉市中央区千葉港1番1号

千 葉 市

千葉市長 神 谷 俊 一 印

受注者 住所（所在地）

商号又は名称

代 表 者

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、別添の仕様書及び図面等（以下、「仕様書等」という。）を内容とする製造請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の物品（以下「製造物」という。）を契約書記載の履行期間内に製造し、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金額を支払うものとする。

3 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(工程表及び請負代金内訳書)

第3条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して工程表及び請負代金内訳書の提出を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受注者は、製造物を第三者に譲渡、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

3 受注者が部分払いによってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受注者は、製造物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

2 発注者は、製造物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該製造物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

3 発注者は、製造物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

4 受注者は、製造物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、製造物が著作物に該当しない場合には、当該製造物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受注者は、製造物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該製造物を使用又は複製し、また当該製造物の内容を公表することができる。

6 発注者は、受注者が製造物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところ

により、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括委任又は一括請負の禁止)

第6条 受注者は、製造の全部または大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(受任者又は下請負者の通知)

第7条 発注者は受注者に対し受任者又は下請負者の名称、代表者氏名、その他必要な事項の通知を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 受注者はこの契約により知り得た発注者の秘密を外部に漏らしたり又は他の目的に利用してはならない。

(特許権の使用)

第9条 受注者は、この契約の履行につき、製造物の製造方法及び製造に使用する材料の全部又は一部について、特許権その他第三者の権利が設定されている場合において、その実施等につき第三者から異議の申し出があったときは、すべて受注者の負担及び責任で解決しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第9条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を製造に用いるときは、発注者に対し、自ら有する登録意匠を利用して完成した製造物（以下「本件製造物」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件製造物の形状等に係る意匠法第3条第1項に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

(材料の品質等)

第10条 製造物に使用する材料につき、仕様書等にその品質が明示されていないものは、中等以上の品質を有するものとする。

2 受注者は、仕様書等に発注者の検査を受けて使用すべきものと明示された材料については当該検査に合格したものを使用しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第11条 発注者から受注者への支給材料及び貸与品（以下「支給材料等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、その他必要な事項については、仕様書等の定めるところによる。

2 発注者は支給材料等を、受注者の立会の上、受注者の負担において検査し、引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は遅滞なく書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料等の引渡しを受けたときは、遅滞なく発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 受注者は、製造物の完成、契約内容の変更若しくは契約解除等によって不用となった支給材料等を仕様書等に定めるところにより、発注者に返還しなければならない。

6 受注者は、故意又は過失により支給材料等を滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

7 受注者は、支給材料等の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品の数量、品質、規格又は性能に関しこの契約の 내용에 適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

(仕様書不適合の場合の改造義務)

第12条 受注者は、製造物が仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。

(条件変更等)

第13条 受注者は、この契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を発注者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 仕様書の表示が明確でないこと。

(2) 仕様書で明示されていない製造条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 前項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合において、必要があると認められたときは、製造内容の変更又は仕様書の訂正を行わなければならない。

3 前項の規定により、製造内容の変更又は仕様書の訂正がなされた場合においては、次条第2項の規定を準用する。

(契約の変更)

第14条 発注者は、受注者が製造物の引渡しを完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、請負代金額、履行期間その他この契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者が受注者と協議して定める。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、履行期間、引渡場所その他この契約に定める条件を、受注者と協議して変更することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第15条 発注者は、特別の理由により、履行期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して書面をもって履行期間の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と受注者とが協議して定めなければならない。

2 発注者は、この契約の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者と協議のうえ通常必要とされる履行期間の延長を行なわないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と受注者とが協議して請負代金額を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第16条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により製造物を履行期間内に完成できないときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明示した書面により、履行期間の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その事実を審査し、正当と認めるときは、受注者と協議のうえ、履行期間の延長日数を定めるものとする。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(一般的損害等)

第17条 製造物の引渡し前に製造物又は添付物品について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第18条 この契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

(請負代金額の変更に代える製造内容の変更)

第19条 発注者は、第13条から第17条の規定により、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に変えて製造内容を変更することができる。この場合において変更すべき内容は、発注者と受注者とが協議して定める。

(中間検査)

第20条 受注者は、製造物の品質等に関し、発注者が必要と認めるときは、製造物が完成する前に発注者の検査を受けなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、製造物を分解し、破壊し、又は試験することができる。

3 受注者は、発注者の中間検査に立ち会わなければならない。

4 受注者は、正当な理由がなく、発注者の中間検査に立ち会わなかった場合は、検査の結果について異議を申し出ることができない。

5 中間検査の実施期日及び場所は、発注者と受注者とが協議のうえ定める。

6 受注者は、検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

7 検査に直接必要な費用（製造物の破壊等による損失を含む。）は、受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失により過分の費用を要した分については、この限りではない。

(検査及び引渡し)

第21条 受注者は、製造物が完成したときは、その旨を発注者に通知し

なければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に受注者の立会の下、検査を完了しなければならない。

3 前項の検査については、前条第2項から第7項までの規定を準用する。

4 発注者は、第2項の検査に合格した後、受注者が製造物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該製造物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、製造物が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造物の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第22条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分払)

第23条 受注者は、発注者があらかじめ分割して、製造物を引き渡すことを指示した場合には、分割で引き渡した当該製造物に係る代金を請求することができる。

2 前項の規定により、分割して製造物を引き渡す場合には、分割して履行する各々の製造物について、この契約の各規定を準用する。

(請負代金額の減額等)

第24条 発注者は、第21条第2項の検査の結果、受注者が製造した製造物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であって、その契約不適合が軽微であり、使用上支障がないと認めるときは、相当額を請負代金額から減額のうえ、これを採用することができる。

(契約不適合責任)

第25条 発注者は、引き渡された製造物が契約不適合（前条の規定により軽微と認められたものは除く。）であるときは、受注者に対し、製造物の修補、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 製造物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第26条 発注者は、製造物が完成しない間は、次条又は第28条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこ

の契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。
- (3) 履行期間（第23条第1項により分割での引渡しを指示した場合においては、当該分割引渡製造物に係る履行期間）内に製造物の製造が完了しないとき。
- (4) 正当な理由なく、第25条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約を履行することができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 製造物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第30条又は第31条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 公正取引委員会が、受注者に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (11) 公正取引委員会が、受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (12) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第29条 第27条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第30条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の変更により、請負代金額が3分の2以上増減したとき。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を履行できない状態が相当の期間にわたり、受注者が重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反により製造物を引き渡すことが不可能になったとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第32条 第30条又は前条第1号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第33条 発注者は、第26条から第28条までの規定によりこの契約を解除したときは、製造物の出来形部分を検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第34条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に製造物を完成することができないとき。
- (2) 製造物に契約不適合があるとき。
- (3) 第27条又は第28条の規定により、製造物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は請負代金額（契約締結後に請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第27条又は第28条の規定により製造物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 製造物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から既払金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定利率で計算した額とする。

6 第2項の場合（第28条第8号及び第10号から第12号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第35条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第30条又は第31条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第22条第2項の規定による請負代金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第36条 受注者は、この契約に関して第28条第10号から第12号ま

でのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、請負代金額（契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。）の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 第28条第10号又は第11号に該当する場合において、確定した命令の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号及び第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合。
 - (2) 第28条第12号のうち、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。）により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、請負代金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。
- 3 この契約に関し、受注者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときにおいては、請負代金額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。
- 4 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前3項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第2項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第2項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第96条の6又は第3項に規定する刑に係る確定判決において、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 5 第1項から第4項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。
- 6 受注者は、契約の履行を理由として、第1項から第4項までの賠償金を免れることができない。
- 7 受注者が第1項から第4項までの賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 8 第1項から第4項までの規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても同様とする。
- （契約不適合責任期間等）**
- 第37条** 発注者は引き渡された製造物に関し、その不適合を知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 3 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 4 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 5 発注者は、製造物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 引き渡された製造物の契約不適合が仕様書の記載内容、支給材料等の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、性質又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

- 第38条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで、法定利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。

（疑義の解決）

- 第39条** この契約に関し、発注者と受注者との間に疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ解決するものとする。

（争訟の提起）

- 第40条** この契約に関する争訟の提起申立て等は、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（労働関係法令の遵守）

- 第41条** 受注者は、従事する者の賃金、労働時間等適正な労働条件を確保するため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等労働関係法令を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

- 第42条** この契約に定めのない事項については、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）に定めるほか、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（適用除外）

- 第43条** この契約において、次の規定は適用しない。
- (1) 第11条に規定する支給材料等に関する事項
 - (2) 第23条及び第33条に規定する部分払に関する事項

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

（総則）

- 第1条** この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（表明確約）

- 第2条** 契約の相手方（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力

し、若しくは関与している。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

（暴力団等排除に係る解除）

第3条 千葉市（以下「発注者」という。）は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が前条第1項各号に該当するとき。
 - (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (3) 受注者が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 受注者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 受注者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 発注者は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

（不当介入の排除）

第4条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

（不当介入排除の遵守義務違反）

第5条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。